

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月27日

【計算期間】 第14期（自 平成19年12月4日 至 平成20年12月1日）

【ファンド名】 シュロージャー・マスター・オープン

【発行者名】 シュロージャー証券投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 カルロ・トラバトーニ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

【事務連絡者氏名】 山木 龍太郎

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

【電話番号】 03-5293-1320

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「シュロージャー・マスター・オープン」は、主としてわが国の株式に投資し、信託財産の成長を目的として積極的な運用を行うことを基本とします。株式の投資にあたっては、景気回復期待、収益成長力等を勘案し、中長期的に成長性が見込める銘柄を中心に投資を行う予定です。

運用にあたってはRussell/Nomura Total Marketインデックス（注1）をベンチマーク（注2）とします。

ファンドは、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社との合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（注1）Russell/Nomura Total Marketインデックス（注1）は、野村証券株式会社が公表している株式の指数で、その知的財産権は野村証券株式会社およびRussell Investmentsに帰属しています。なお、野村証券株式会社およびRussell Investmentsは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるシュロージャー証券投信投資顧問株式会社の事業活動、サービスに関し責任を負うものではありません。

（注2）ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指数のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。また、わが国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

当ファンドは、社団法人投資信託協会の定める商品分類上、追加型投信 / 国内 / 株式に属します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
--------	------	--------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル
	年2回	日本
	年4回	北米
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州
	年12回 (毎月)	アジア
	日々	オセアニア
不動産投信	その他 ()	中南米
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		アフリカ
		中近東 (中東)
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

株式 一般

目論見書又は投資信託約款において、主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。）に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

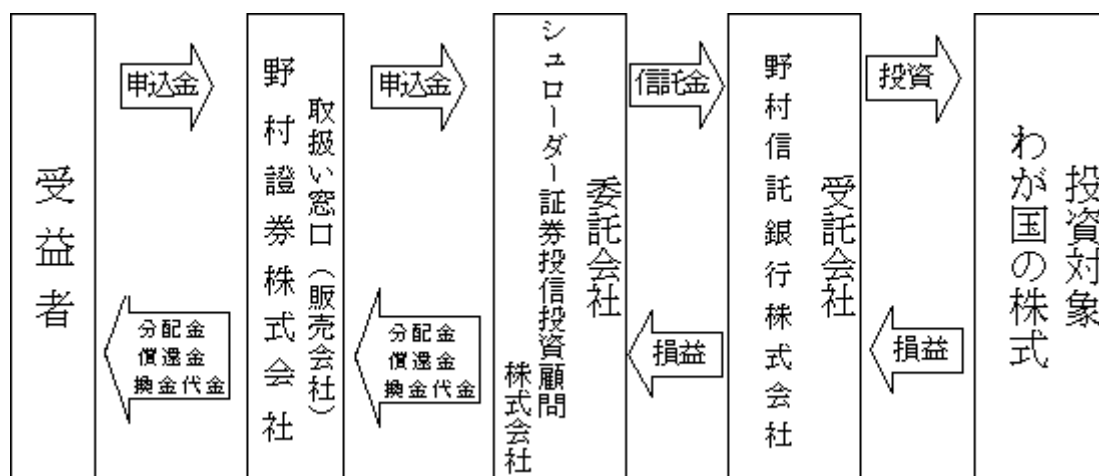
日本

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(注) 上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「社団法人 投資信託協会」のHP (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

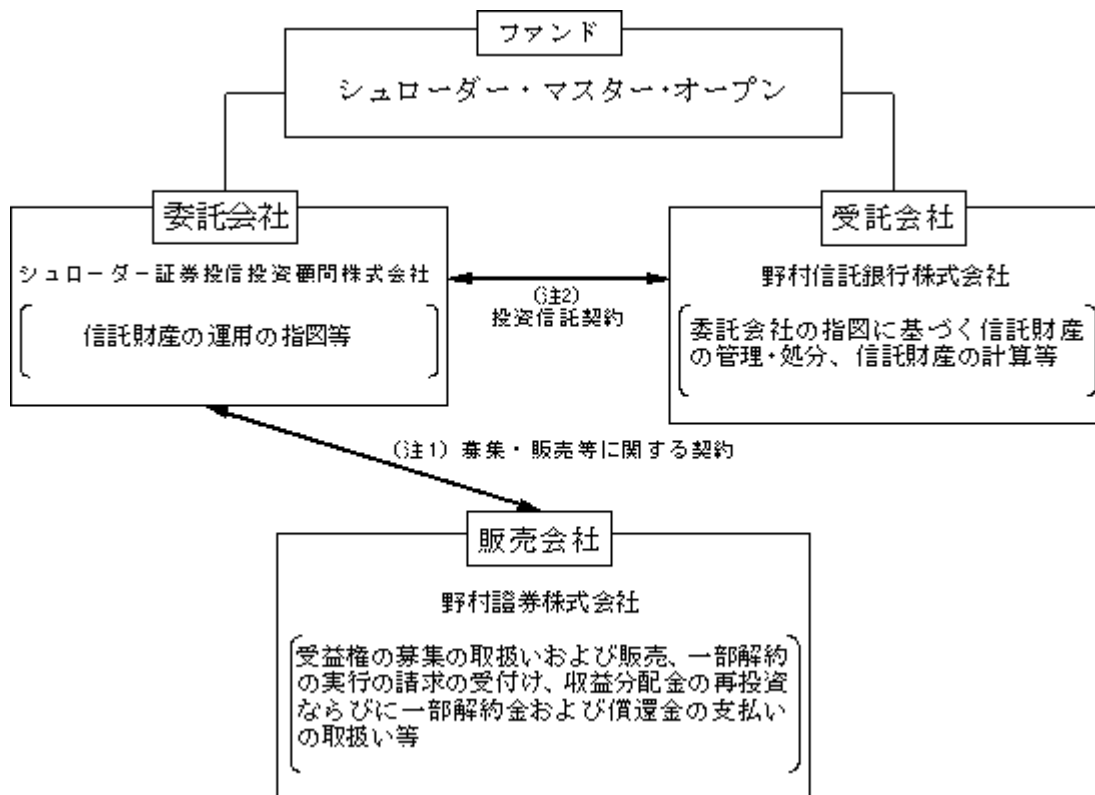
(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドの関係法人

	名称	運営上の役割
委託会社	シュロージャー証券投信投資顧問株式会社	信託財産の運用の指図等を行います。
受託会社	野村信託銀行株式会社	委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。
販売会社	野村証券株式会社	受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。



(注1) 募集・販売等に関する契約

販売会社と委託会社との間で「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）が締結されます。受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

(注2) 投資信託契約

受託会社と委託会社の間で「シュロージャー・マスター・オープン 投資信託契約書」が締結されます。信託財産の運用方針、運営方法に関する事項、委託会社、受託会社および受益者の権利義務に関する事項、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

委託会社の概況

1. 資本金の額 490百万円（平成21年2月27日現在）
2. 沿革

昭和60年
12月10日 (株)シュロージャー・インベストメント・マネージメント設立

平成3年
12月20日 シュロージャー投信株式会社設立

平成9年4
月1日 シュロージャー投信株式会社と(株)シュロージャー・インベストメント
・マネージメントが合併し、シュロージャー投信投資顧問株式会社設立

平成19年4月3日 シュロージャー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

3. 大株主の状況

(平成21年2月27日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
シュロージャー・インターナショナル・ ファイナンス・ビー・ヴィー ^(注1)	オランダ アムステルダム ZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウインスキーラン	9,800株	100%

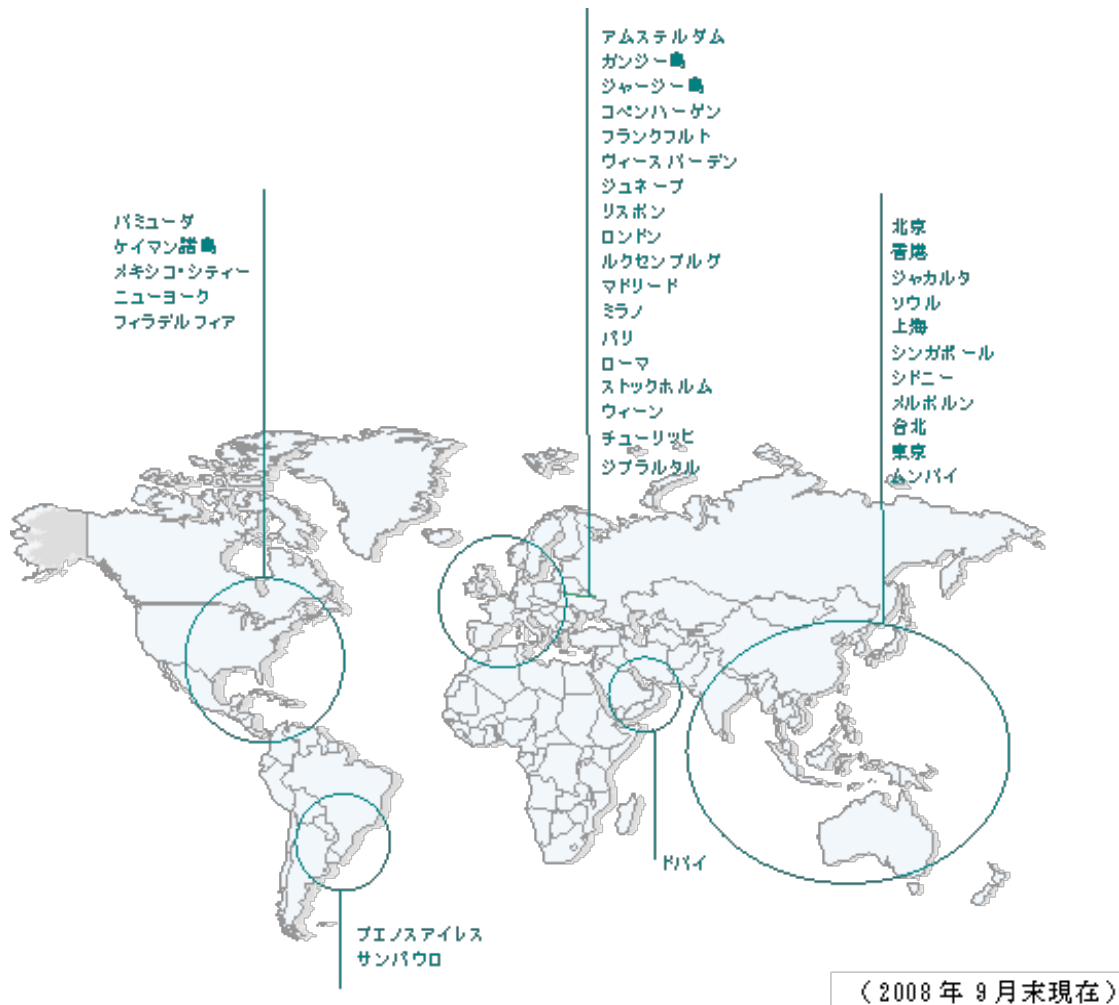
(注1) シュロージャー・グループの概要

ロンドン証券取引所上場のシュロージャー・ピーエルシー傘下のシュロージャー・グループは、1804年に英国で創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置き、グローバルにオフィスを展開しています。なお、運用総資産額は約21.7兆円(2008年9月末現在、1英ポンド=189.23円で換算)にのびります。

日本では、1985年に(株)シュロージャー・インベストメント・マネージメントを設立し資産運用業務を開始しました。また1991年にシュロージャー投信株式会社を設立、1997年4月には両社が合併し、シュロージャー投信投資顧問株式会社となりました。また、2007年4月に商号を変更し、シュロージャー証券投信投資顧問株式会社となっております。

シュロージャーと日本との関係は大変深く、明治政府が発行した日本最初の外債「九分利付英貸公債」(100万ポンド、明治3年発行)の引受主幹事を務め、また1923年の関東大震災の後にも、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の復興に深く関わりました。

シュロージャー・グループの主要拠点



2 【投資方針】

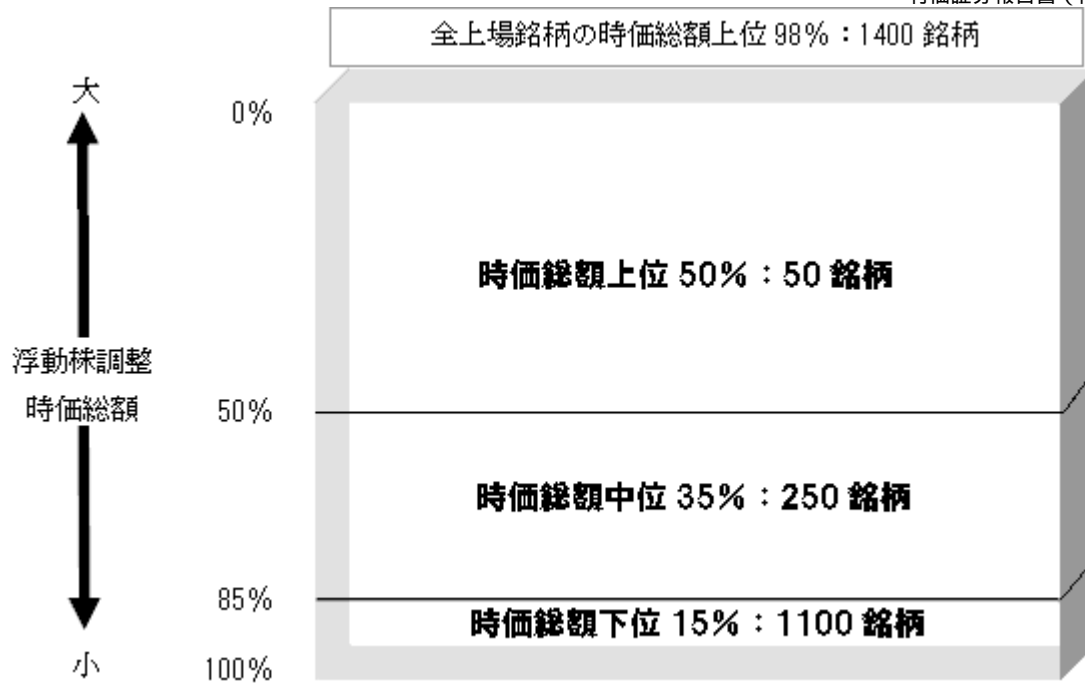
(1) 【投資方針】

<投資態度>

主としてわが国の株式に投資し、信託財産の成長を目指します。

株式の投資にあたっては、景気回復期待、収益成長力等を勘案し、中長期的に成長性を見込める銘柄を中心に投資を行う予定です。

運用にあたっては、Russell/Nomura Total Marketインデックスをベンチマークとし、中・小型株にも積極的に投資します。



Russell/Nomura Total Marketインデックスは、日本株式市場全体の時価総額上位の98%をカバーしています。採用銘柄数は1400銘柄です。

50銘柄で、Total Marketインデックス時価総額上位50%を占めます。

300銘柄で、Total Marketインデックス時価総額上位85%を占めます。

1100銘柄で、Total Marketインデックス時価総額下位15%を占めます。

(2008年12月末現在)

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

シュローダー・グループの日本株アナリストによる綿密な個別企業調査に基づくボトムアップ・アプローチにより、アクティブ運用を行います。銘柄選択に際しては、規模(時価総額の大小)・業種別比率を限定しません。

銘柄選択プロセス: 規律ある銘柄選択プロセスが、首尾一貫した運用の基礎となります。

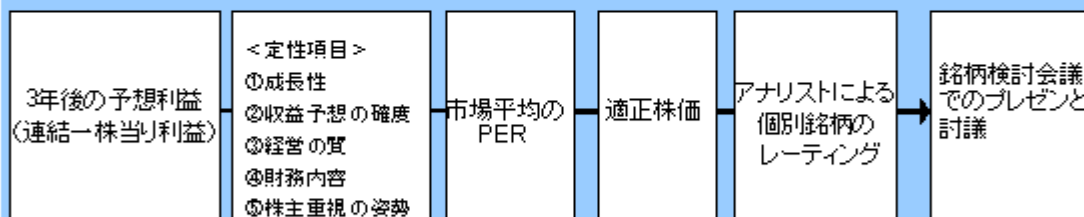
個別企業の調査

銘柄選択の基礎として最も重視しているのが企業調査です。アナリストはそれぞれ専門業種を担当し個別企業訪問を中心とした企業調査に携わっています。

適正株価の算出と個別銘柄のレーティング

企業調査に基づき、個別銘柄の適正株価を算出します。

企業の3年後の連結利益を予想し、定性項目を吟味した上で、市場平均PERを考慮に入れてシュローダーの考える適正株価を算出します。



シュローダー・マスター・オープンの運用

アナリストの推奨とファンドマネジャー独自の視点による銘柄選択を実施し、ポートフォリオの構築・運用を行います。

上記の投資方針は、今後変更となる場合もあります。

(2) 【投資対象】

<投資対象>

有価証券の指図範囲（信託約款第15条第1項）

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から6. までの証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
10. 外国法人の発行する証券又は証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託

の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

14. 銀行、信託会社その他の政令で定める者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国の者に対する権利と同様の有価証券の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

なお、1.の証券または証書および7.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および7.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（信託約款第15条第2項）

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第19条）、外国為替予約の指図（信託約款第23条）、資金の借入れ（信託約款第32条）に規定する指図を行うことができます。（詳細は後述「(5)投資制限」をご参照ください。）

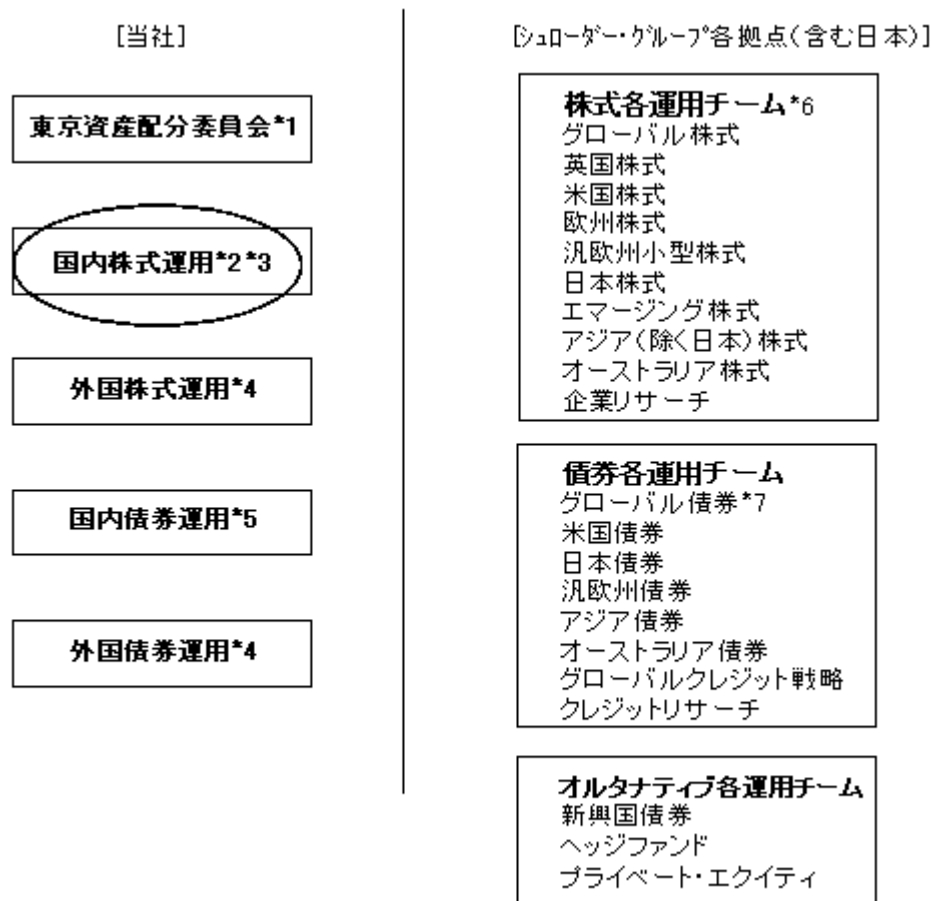
（3）【運用体制】

運用体制

シュローダー証券投信投資顧問(国内株式運用担当)が、ファンドの運用を行います。

運用にあたっては、「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制(委託会社と委託会社のグループ全体での体制を示しています。)で臨みます。

—



意思決定に携わる各種委員会等の決定事項

- *1 国内投資信託の資産配分方針を決定
- *2 銘柄検討会議にて個別銘柄および銘柄レーティングの議論、モデルポートフォリオ構築会議にてモデルポートフォリオの構築およびポートフォリオのリスク管理
- *3 国内投資信託の運用指図
- *4 国内投資信託の運用指図
- *5 日本債券投資委員会において各戦略の決定および国内債券モデルポートフォリオの構築、国内投資信託の運用指図
- *6 個別銘柄選択等の投資判断を行い、ポートフォリオを構築
- *7 グローバル債券モデルポートフォリオ会議において各地域の戦略を統合し、グローバル債券モデルポートフォリオを構築

内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

なお、運用体制等は、今後、変更となる場合もあります。

(4) 【配分方針】

毎決算時(毎年12月1日、ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は繰越分を含めた諸経費控除後の利子・配当収入(注1)と売買益(評価損益を含みます。)(注2)等の全額とします。
2. 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わず、次期以降に繰り越すこともあります。

3. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

4. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(注1)利子・配当収入とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(注2)売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(注)分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対して、原則として税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

(5) 【投資制限】

<約款で定める投資制限>

株式への投資(信託約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資(信託約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資(信託約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資(信託約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資(信託約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への投資は、信託財産の

純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券への投資（約款第15条第4項）

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（公社債投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（信託約款第17条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定のものを含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第19条）

1. 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

(イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

(ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

(イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金ならびに第15条第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第15条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といい

ます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

- (ハ)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

投資する公社債の範囲(信託約款第20条)

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債(外国通貨表示の公社債(利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。))をいい、以下同じ。)、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債についてはこの限りではありません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第22条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(信託約款第23条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(信託約款第32条)

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、また、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)を行うことができるものとします。
2. 委託者は前項の規定により借り入れた借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
3. 委託者は第1項に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。
4. 1. に定める資金借入額は、次の各号にあげる範囲内の額とします。
 - (イ) 信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金および償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
 - (ロ) かつ、信託財産の純資産額の100分の10を超えない額の範囲内。
 - (ハ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのために借り入れた場合については、収益分配金のうち再投資に係る額の範囲内。
5. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。
6. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
7. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<法令上の投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合におい

て、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしなないものとします。

3 【投資リスク】

当ファンドは主に国内の株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。**したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

(1) 組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドの投資対象である株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

(2) その他のリスクおよび留意点

- ・ 組入株式の規模・業種別比率に関する留意点
ファンドは規模(時価総額の大小、以下同じ)・業種別の投資比率を限定しないので、銘柄選択の結果として規模・業種別比率が偏ることもあり、特定のカテゴリーの影響を大きく受けることがあります。
- ・ ファンドからの資金流出に伴うリスク および留意点
一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。
- ・ 短期金融商品の信用リスク
ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ・ 収益分配金に関する留意点
ファンドは、決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益の分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合等、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- ・ 信託の途中終了
信託契約の一部解約により、受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下回る事となった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。
- ・ 買付・解約の中止
金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)が生じた場合には、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各申込みの受け付けを中止することあるいは、すでに受け付けた当該申込みの受け付けを取り消すことがあります。
- ・ 投資の基本方針に沿った運用ができない場合
ファンドが投資を行うわが国の株式市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、

市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

- ・運用体制の変更
ファンドの運用体制は、今後、変更となる場合もあります。

(3) リスク管理

- ・ファンドの運用リスク管理
リスク管理のプロセスとして、銘柄選択の過程そのものにおいての管理を重視し、参考としてポートフォリオの全体像においてチェックを実施します。具体的には、調査による銘柄選択が最大のリスク管理と考えており、投資対象について徹底したファンダメンタルズ分析を行います。株式については十分な分散を行うことでリスクを軽減します。
ポートフォリオの計量的検証に関しては、事後的検証としてバーラを利用して推定トラッキングエラーを推定する他、リスク分解・各種リスクインデックスの把握を行い、これをモニターしております。
- ・内部牽制体制の整備状況
当社では運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。
また、各部門が適正に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部が各部門の業務手続きを見直し、エラーや違反が行われた場合には改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。
さらに、コンプライアンス&リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス&リスク管理部ではまた、各部門に対し定期的にコンプライアンス・セッションを行い、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。
- ・内部検査体制
コンプライアンス&リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、運用部門、管理部門や営業部門も含め、各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。
- ・外部監査について
外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的実施されています。加えて、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)とは、IPC(Investment Performance Council)が所管するパフォーマンス基準(資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準)をいいます。

4【手数料等及び税金】

投資家の皆様には、お申込時から換金時または償還時までの間、次のような費用および税金をご負担いただくことになります。

お申込時・収益分配時・換金時・償還時にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
お申込時	申込手数料	販売会社が定める3.15%(税抜3.00%)以内の率(注1) 申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額は、申込代金から差し引かれます。詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。

収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して ^(注2)	合計10% ^(注3)
換金時 ^(注4) (解約請求)	所得税および地方税	詳しくは、後記<課税上の取扱い>をご覧ください。	
償還時	所得税および地方税		

(注1) 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合の販売価額(発行価格)は、各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

(注2) お客様の個別元本を基に普通分配金(課税)と特別分配金(非課税)が計算されます。(非課税の特別分配金は元本の払い戻しに相当しますので、分配後に個別元本が修正されます。)

(注3) 個人の場合の税率です。詳しくは、後記<課税上の取扱い>をご覧ください。

(注4) 換金手数料はかかりません。

信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金			
毎日	信託報酬	純資産総額に対して年率1.575%(税抜1.500%) 委託会社、受託会社、販売会社への配分は純資産額に応じて次の通り (括弧内は税抜表示)			
			委託会社	販売会社	受託会社
		100億円以下の部分	0.8925% (0.8500%)	0.5775% (0.5500%)	0.1050% (0.1000%)
	100億円超の部分	0.5250% (0.5000%)	0.9450% (0.9000%)	0.1050% (0.1000%)	
	信託報酬は、計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。				
	信託事務の諸費用	純資産総額に対して年率0.0525%(税抜0.0500%)以内 ^(注5)			

(注5) 信託事務の諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。ファンド監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書の作成・印刷・交付費用、有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用、信託約款の作成・印刷・届出費用、運用報告書の作成・印刷・交付費用、公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用、投信振替制度に係る費用および手数料等。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.0525%(税抜0.0500%)を上限としてこれを変更することができます。

前記のほか、売買委託手数料、先物取引、オプション取引等に要する費用およびこれらにかかる消費税等相当額、外貨建資産の保管等に関する費用等を信託財産でご負担いただきます。(これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)

お客様にご負担いただく費用の総額は、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません。

上記の税率は、平成21年2月20日の直近日現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

(1) 【申込手数料】

買付申込日の基準価額に、販売会社が定める3.15%(税抜3.00%)以内の率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額は、申込代金から差し引かれます。

(分配金再投資の取扱い)

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合の販売価額(発行価格)は、各

計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

申込手数料の取扱いについては、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金手数料】

該当事項はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5(税抜150.0)の率を乗じて得た金額とします。なお、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、また、信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は、販売会社の取扱純資産残高に対して、次の通りです。(括弧内は税抜表示)

	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	年1.5750% (年1.5000%)	年0.8925% (年0.8500%)	年0.5775% (年0.5500%)	年0.1050% (年0.1000%)
100億円超の部分	年1.5750% (年1.5000%)	年0.5250% (年0.5000%)	年0.9450% (年0.9000%)	年0.1050% (年0.1000%)

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

1. 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額
2. 外貨建資産の保管等費用
3. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
4. その他信託事務の処理等に要する諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。

ファンド監査費用

法律顧問・税務顧問への報酬

目論見書の作成・印刷・交付費用

有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用

信託約款の作成・印刷・届出費用

運用報告書の作成・印刷・交付費用

公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用

投信振替制度に係る費用および手数料等

委託会社は、上記4.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%(税抜0.0500%)相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかにかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、係る諸費用の年率を見直し、0.0525%(税抜0.0500%)を上限としてこれを変更することができます。上記4.の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

ただし、平成21年および平成22年において、上場株式等の配当を含めた合計額が年間100万円（年間1銘柄あたり1万円以下のもは除きます。）を超える場合には確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の取得価額超過額（取得価額と個別元本額が一致する場合には個別元本超過額）は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。平成21年および平成22年において、税率は、上場株式等の譲渡益を含めた合計額が年間500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。平成23年以降は、金額に関らず20%（所得税15%および地方税5%）となります。換金時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税が行なわれるものに限ります。）および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税のみ）、平成21年4月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用があります。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

・収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

上記の税率は、平成21年2月20日の直近日現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成20年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率(%)
株式	日本	602,138,600	97.8
コール・ローン、金銭信託、その他(負債控除後)		13,858,261	2.2
合計(純資産総額)		615,996,861	100.0

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成20年12月末日現在)

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数(株)	簿価(円)		評価(円)		投資比率(%)
						単価	金額	単価	金額	
1	東海旅客鉄道	株式	日本	陸運業	30	804,000	24,120,000	777,000	23,310,000	3.8
2	KDDI	株式	日本	情報・通信業	35	621,000	21,735,000	635,000	22,225,000	3.6
3	信越化学	株式	日本	化学	5,100	3,753	19,139,097	4,070	20,757,000	3.4
4	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	5,200	3,850	20,020,000	3,630	18,876,000	3.1
5	武田薬品	株式	日本	医薬品	4,000	4,630	18,520,000	4,640	18,560,000	3.0
6	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	38	440,918	16,754,878	468,000	17,784,000	2.9
7	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	30,400	475	14,447,262	549	16,689,600	2.7
8	三井物産	株式	日本	卸売業	18,000	852	15,336,000	901	16,218,000	2.6
9	損害保険ジャパン	株式	日本	保険業	24,000	553	13,272,000	645	15,480,000	2.5
10	大東建託	株式	日本	建設業	3,300	4,090	13,497,000	4,680	15,444,000	2.5
11	リコー	株式	日本	電気機器	13,000	1,000	13,000,000	1,124	14,612,000	2.4
12	三井住友海上グループホールディングス	株式	日本	保険業	5,200	2,315	12,038,000	2,785	14,482,000	2.4
13	セブン&アイ・ホールディングス	株式	日本	小売業	4,600	2,695	12,397,000	3,050	14,030,000	2.3
14	本田技研	株式	日本	輸送用機器	7,100	2,025	14,377,500	1,906	13,532,600	2.2
15	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	35	347,000	12,145,000	376,000	13,160,000	2.1
16	HOYA	株式	日本	精密機器	8,100	1,361	11,024,100	1,541	12,482,100	2.0
17	富士フイルムホールディングス	株式	日本	化学	6,400	2,300	14,720,000	1,950	12,480,000	2.0
18	ふくおかフィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	32,000	315	10,080,000	385	12,320,000	2.0
19	アシックス	株式	日本	その他製品	17,000	596	10,128,334	719	12,223,000	2.0
20	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	4,200	2,945	12,369,000	2,905	12,201,000	2.0
21	スクウェア・エニックス・ホールディングス	株式	日本	情報・通信業	4,000	2,695	10,780,000	2,875	11,500,000	1.9
22	キッセイ薬品工業	株式	日本	医薬品	4,000	2,435	9,740,000	2,790	11,160,000	1.8
23	千葉銀行	株式	日本	銀行業	20,000	458	9,160,000	550	11,000,000	1.8
24	オービック	株式	日本	情報・通信業	690	14,580	10,060,200	14,590	10,067,100	1.6
25	日本電産	株式	日本	電気機器	2,900	4,540	13,166,000	3,440	9,976,000	1.6
26	日本触媒	株式	日本	化学	14,000	665	9,311,530	688	9,632,000	1.6
27	キーエンス	株式	日本	電気機器	500	15,840	7,920,000	18,200	9,100,000	1.5
28	住友商事	株式	日本	卸売業	10,200	846	8,629,200	780	7,956,000	1.3
29	エア・ウォーター	株式	日本	化学	10,000	800	8,000,000	789	7,890,000	1.3
30	セコム	株式	日本	サービス業	1,700	4,330	7,361,000	4,600	7,820,000	1.3

国内・外国/種類	業種	投資比率(%)
----------	----	---------

国内株式	電気機器	13.0
	情報・通信業	12.1
	医薬品	9.7
	銀行業	9.6
	化学	9.1
	輸送用機器	6.6
	保険業	4.9
	卸売業	4.4
	陸運業	4.3
	小売業	3.7
	建設業	3.5
	精密機器	3.2
	機械	2.7
	不動産業	2.2
	その他製品	2.0
	食料品	1.4
	サービス業	1.3
	その他金融業	1.2
	ガラス・土石製品	0.9
	鉄鋼	0.9
海運業	0.6	
非鉄金属	0.5	
合計	-	97.8

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

年月日	純資産総額(円)		基準価額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
平成6年12月2日(設定日)	16,865,798,245	-	10,000	-
平成7年12月1日(第1期)	12,191,507,158	12,191,507,158	10,088	10,088
平成8年12月1日(第2期)	9,325,810,088	9,837,454,572	10,025	10,575
平成9年12月1日(第3期)	6,861,103,196	6,942,474,549	8,432	8,532
平成10年12月1日(第4期)	6,412,668,573	6,412,668,573	8,039	8,039
平成11年12月1日(第5期)	6,139,658,886	6,139,658,886	9,888	9,888
平成12年12月1日(第6期)	3,755,197,287	3,755,197,287	8,726	8,726
平成13年12月3日(第7期)	2,817,171,130	2,817,171,130	6,935	6,935
平成14年12月2日(第8期)	2,278,451,248	2,278,451,248	6,200	6,200
平成15年12月1日(第9期)	2,215,196,847	2,215,196,847	6,624	6,624
平成16年12月1日(第10期)	2,113,176,164	2,113,176,164	7,067	7,067
平成17年12月1日(第11期)	2,308,241,544	2,308,241,544	9,970	9,970
平成18年12月1日(第12期)	1,943,176,031	1,943,176,031	9,744	9,744

平成19年12月3日(第13期)	1,472,252,028	1,472,252,028	8,985	8,985
平成20年12月1日(第14期)	593,144,707	593,144,707	4,355	4,355
平成19年12月末	1,378,439,530	-	8,633	-
平成20年1月末	1,224,912,140	-	7,771	-
平成20年2月末	1,180,696,010	-	7,514	-
平成20年3月末	1,071,045,429	-	6,837	-
平成20年4月末	1,206,885,001	-	7,771	-
平成20年5月末	1,246,202,203	-	8,095	-
平成20年6月末	1,143,400,967	-	7,475	-
平成20年7月末	1,089,168,022	-	7,252	-
平成20年8月末	942,542,004	-	6,879	-
平成20年9月末	802,651,450	-	5,873	-
平成20年10月末	637,208,213	-	4,678	-
平成20年11月末	598,575,283	-	4,395	-
平成20年12月30日	615,996,861	-	4,522	-

【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期	0
第2期	550
第3期	100
第4期	0
第5期	0
第6期	0
第7期	0
第8期	0
第9期	0
第10期	0
第11期	0
第12期	0
第13期	0
第14期	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率(分配金込み)(%)
第1期	0.9
第2期	4.8
第3期	14.9
第4期	4.7
第5期	23.0
第6期	11.8
第7期	20.5
第8期	10.6
第9期	6.8
第10期	6.7
第11期	41.1
第12期	2.3
第13期	7.8
第14期	51.5

(注) 収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から前計算期末の基準価額(分配落ちの額)を控除した額を当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成6年12月2日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2 【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

<買付申込みの受け付け>

申込期間中における各営業日に受益権の募集が行われます。

買付申込みの受け付けは、原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受け付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた買付申込みの受け付けを取り消すことがあります。

ファンドは、収益の分配がなされた場合、税金を差し引いた後、分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資」専用ファンドです。買付申込者は、申込みの際、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結します。

なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含むものとします。

<買付価額と申込代金>

受益権の買付価額は、買付申込日の基準価額とします。

申込代金は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額となります。

<申込単位>

1万円以上1円単位

「自動けいぞく投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位とします。

<振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録>

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金(解約)手続等】

一部解約（解約請求）

<換金（解約）申込みの受け付け>

一部解約の申込みの受け付けは、原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受け付けに係る販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件あたり10億円を超える一部解約の実行の請求は行えません。この他、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

<換金価額>

換金価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。換金代金は、換金価額から換金に係る税金を引いた金額となります。

換金代金は、原則として、受益者の請求を受け付けた日から起算して4営業日目から販売会社にて受益者に支払います。

換金価額は、原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

換金価額は、販売会社または下記においてご照会いただけます。

- ・ シュロージャー証券投信投資顧問株式会社(委託会社)

電話 03-5293-1323（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで / 半日営業日の場合は午前11時まで）

<換金の申込単位>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

<振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録>

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の申込みを受益者が行うときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3 【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1.基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価^(注)して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。（なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。）

(注) ファンドの主な組入資産の評価方法

資産の種類		評価方法
国内株式	上場株式	原則として金融商品取引所における計算日の最終相場により評価
	ジャスダック 上場株式	原則として計算日におけるジャスダック証券取引所が発表する基準値段により評価

() 上記での評価が適当でないとは判断される場合には別の方法により評価が行われることもあります。

2.基準価額の算出頻度

基準価額は原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

3.基準価額の公表

基準価額は原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「マスター」として掲載されます。

なお、販売会社または下記においてもご照会いただけます。

- ・ シュロージャー証券投信投資顧問株式会社

ホームページ <http://www.schroders.co.jp> または電話03 - 5293 - 1323 (受付時間: 委託会社の
毎営業日の午前9時から午後5時まで / 半日営業日の場合は午前11時まで)

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成6年12月2日(当初信託設定日)より平成26年12月1日までとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年12月2日から翌年12月1日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

1. 償還条項と信託の終了

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が、当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。なお、当初設定に係る受益権の口数は、168億6,579万8,245口です。

(ロ) 委託会社は、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(ハ) 上記(イ)または(ロ)の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ニ) 上記(ハ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間(一月を下らないものとします。)内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定の期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託契約の解約を行いません。信託契約の解約を行わないこととなった場合には、信託契約を解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

(ホ) なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には本規定は適用されません。

(ヘ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「3. 信託約款の変更」(二)に該当する場合を除き、その当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

3. 信託約款の変更

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間(一月を下らないものとします。)内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託約款の変更は行わないこととします。

- (ホ)委託会社は、信託約款の変更を行わないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- (ヘ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)から(ホ)までの規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 関係法人との契約について

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」(同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。)の有効期間は、1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも何らの意思表示もないときは、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

1. 収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、販売会社に交付されます。
2. 販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

1. 償還金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して受益権の抹消手続きと引き換えに支払われます。
2. 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
3. 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金(解約)請求権

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。この場合、受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 一部解約金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払われます。
3. 一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内(一月を下らないものとします。)に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第13期計算期間（平成18年12月2日から平成19年12月3日まで）については改正前の、第14期計算期間（平成19年12月4日から平成20年12月1日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（平成18年12月2日から平成19年12月3日まで）及び第14期計算期間（平成19年12月4日から平成20年12月1日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

シュロージャー・マスター・オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

科 目	期 別	注記 番号	第13期	第14期
			[平成19年12月3日現在]	[平成20年12月1日現在]
			金 額	金 額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			39,895,918	15,733,067
株式			1,442,368,200	582,291,100
未収配当金			3,803,100	2,754,050
流動資産合計			1,486,067,218	600,778,217
資産合計			1,486,067,218	600,778,217
負債の部				
流動負債				
未払解約金			83,948	999
未払受託者報酬			853,513	471,776
未払委託者報酬			11,949,772	6,605,323
その他未払費用			927,957	555,412
流動負債合計			13,815,190	7,633,510
負債合計			13,815,190	7,633,510
純資産の部				
元本等				
元本			1,638,587,359	1,362,096,236
剰余金				
期末欠損金			166,335,331	768,951,529
(うち分配準備積立金)			(42,946,983)	(38,234,911)
剰余金合計			166,335,331	768,951,529
元本等合計			1,472,252,028	593,144,707
純資産合計			1,472,252,028	593,144,707
負債・純資産合計			1,486,067,218	600,778,217

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

科 目	期 別	注記 番号	第13期	第14期
			自平成18年12月2日 至平成19年12月3日	自平成19年12月4日 至平成20年12月1日
			金 額	金 額
営業収益				
受取配当金			23,685,290	19,782,870
受取利息			85,915	68,002
有価証券売買等損益			106,140,342	680,110,465
その他収益			1,694	2,480
営業収益合計			82,367,443	660,257,113
営業費用				
受託者報酬			1,856,184	1,111,129
委託者報酬			25,987,886	15,556,775
その他費用			927,957	555,412

営業費用合計		28,772,027	17,223,316
営業損失金額		111,139,470	677,480,429
経常損失金額		111,139,470	677,480,429
当期純損失金額		111,139,470	677,480,429
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		13,329,646	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	47,010,838
期首欠損金		50,980,234	166,335,331
欠損金減少額		9,114,019	28,125,635
（当期一部解約に伴う欠損金減少額）		(9,103,854)	(28,125,635)
（当期追加信託に伴う欠損金減少額）		(10,165)	-
欠損金増加額		-	272,242
（当期追加信託に伴う欠損金増加額）		-	(272,242)
期末欠損金		166,335,331	768,951,529

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第13期 自平成18年12月2日 至平成19年12月3日	第14期 自平成19年12月4日 至平成20年12月1日
項目		
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、平成19年7月1日より原則として、株式の配当落日の予想配当金額を計上しております。	-
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 平成19年12月1日、2日が休業日のため第13期計算期間は平成18年12月2日から平成19年12月3日までとしております。このため当計算期間は367日となっております。	計算期間の取扱い 平成19年12月1日、2日が休業日のため第14期計算期間は平成19年12月4日から平成20年12月1日までとしております。このため当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	第13期 [平成19年12月3日現在]	第14期 [平成20年12月1日現在]
項目		
1. 期首元本額	1,994,156,265円	1,638,587,359円
期中追加設定元本額	634,556円	563,389円
期中解約元本額	356,203,462円	277,054,512円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,638,587,359口	1,362,096,236口

3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は166,335,331円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は768,951,529円であります。
---------	---	---

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別	第13期 自平成18年12月2日 至平成19年12月3日	第14期 自平成19年12月4日 至平成20年12月1日
項 目		
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,410,488円）及び分配準備積立金（42,946,983円）より、分配対象収益は48,357,471円（1万口当たり295.12円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,549,115円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,513,381円）及び分配準備積立金（35,685,796円）より、分配対象収益は42,748,292円（1万口当たり313.84円）であります。分配を行っておりません。

（有価証券に関する注記）

第13期（平成19年12月3日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,442,368,200円	146,852,135円
合計	1,442,368,200円	146,852,135円

第14期（平成20年12月1日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	582,291,100円	410,319,277円
合計	582,291,100円	410,319,277円

（デリバティブ取引等に関する注記）

第13期（自平成18年12月2日至平成19年12月3日）

該当事項はありません。

第14期（自平成19年12月4日至平成20年12月1日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第13期（自平成18年12月2日至平成19年12月3日）

該当事項はありません。

第14期（自平成19年12月4日至平成20年12月1日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

期 別	第13期 [平成19年12月3日現在]	第14期 [平成20年12月1日現在]
項 目		
1口当たり純資産額	0.8985円	0.4355円
（1万口当たり純資産額）	(8,985円)	(4,355円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
大東建託	4,100	4,090	16,769,000	
太平電業	6,000	836	5,016,000	
キリンホールディングス	3,000	1,137	3,411,000	
日本たばこ産業	11	339,000	3,729,000	
クラレ	9,000	756	6,804,000	
信越化学	4,100	3,680	15,088,000	
エア・ウォーター	10,000	800	8,000,000	
日本パ・カライジング	3,000	924	2,772,000	
三菱瓦斯化学	5,000	354	1,770,000	
J S R	5,900	992	5,852,800	
富士フィルムホールディングス	6,400	2,300	14,720,000	
武田薬品	4,000	4,630	18,520,000	
アステラス製薬	5,200	3,850	20,020,000	
日本ケミファ	11,000	281	3,091,000	
ツムラ	1,300	3,020	3,926,000	
日医工	1,400	2,370	3,318,000	
キッセイ薬品工業	4,000	2,435	9,740,000	
日本板硝子	3,000	272	816,000	
日本電気硝子	12,000	550	6,600,000	
J F Eホールディングス	2,500	2,320	5,800,000	
DOWAホールディングス	9,000	312	2,808,000	
ディスコ	3,300	1,745	5,758,500	
エーワン精密	12	236,000	2,832,000	
小松製作所	6,100	1,123	6,850,300	
住友重機械	9,000	361	3,249,000	
日本トムソン	11,000	342	3,762,000	
イビデン	6,300	1,417	8,927,100	
コニカミノルタホールディングス	10,500	683	7,171,500	
日本電産	2,900	4,540	13,166,000	
日新電機	6,000	410	2,460,000	
パナソニック	7,000	1,149	8,043,000	
日本光電工業	3,000	1,648	4,944,000	
キーエンス	500	15,840	7,920,000	
ウシオ電機	5,100	1,104	5,630,400	
ローム	1,500	4,380	6,570,000	
浜松ホトニクス	4,300	1,785	7,675,500	
リコー	13,000	1,000	13,000,000	
東京エレクトロン	1,200	2,565	3,078,000	
トヨタ紡織	4,500	754	3,393,000	
デンソー	5,600	1,504	8,422,400	
いすゞ自動車	36,000	117	4,212,000	
トヨタ自動車	5,500	2,945	16,197,500	
武蔵精密工業	2,700	900	2,430,000	
アイシン精機	1,900	1,263	2,399,700	
本田技研	7,100	2,025	14,377,500	
オリンパス	4,000	1,931	7,724,000	
H O Y A	8,100	1,361	11,024,100	
アシックス	5,000	542	2,710,000	
東海旅客鉄道	30	804,000	24,120,000	
商船三井	7,000	506	3,542,000	
野村総合研究所	2,000	1,751	3,502,000	

オービック	690	14,580	10,060,200	
ジュピターテレコム	54	72,100	3,893,400	
日本電信電話	21	424,000	8,904,000	
KDDI	35	621,000	21,735,000	
光栄	4,900	995	4,875,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	4,000	2,695	10,780,000	
豊田通商	3,100	883	2,737,300	
三井物産	18,000	852	15,336,000	
住友商事	19,800	846	16,750,800	
サンエー	1,300	3,020	3,926,000	
三越伊勢丹ホールディングス	5,000	710	3,550,000	
セブン&アイ・ホールディングス	4,600	2,695	12,397,000	
三井住友フィナンシャルグループ	35	347,000	12,145,000	
千葉銀行	20,000	458	9,160,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	32,000	315	10,080,000	
みずほフィナンシャルグループ	45	249,100	11,209,500	
三井住友海上グループホールディングス	5,200	2,315	12,038,000	
損害保険ジャパン	24,000	553	13,272,000	
オリックス	1,090	6,150	6,703,500	
三井不動産	4,000	1,399	5,596,000	
東京建物	9,000	299	2,691,000	
住友不動産販売	1,520	2,255	3,427,600	
セコム	1,700	4,330	7,361,000	
合 計	450,143		582,291,100	

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成20年12月末日現在 / 単位：円)

資産総額	618,818,884
負債総額	2,822,023
純資産総額(-)	615,996,861
発行済数量(口)	1,362,084,662
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.4522 (4,522円)

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第1期	21,725,925,086	9,640,978,920
第2期	12,325,093,283	15,107,412,459
第3期	4,789,118,034	5,954,609,653
第4期	518,682,149	679,349,230
第5期	1,512,528,992	3,280,108,858
第6期	288,364,972	2,193,803,714
第7期	7,971,612	249,210,181
第8期	1,450,342	388,884,660
第9期	37,431,213	367,860,660
第10期	46,055,381	400,312,414
第11期	2,472,933	677,421,992
第12期	23,937,274	344,922,265
第13期	634,556	356,203,462
第14期	563,389	277,054,512

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（本書提出日現在）

- (1) 資本金の額
委託会社の資本金の額は、金4億9千万円です。
- (2) 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は、39,200株です。
- (3) 発行済株式数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は、9,800株です。
- (4) 直近5ヵ年における資本の額の増減
該当事項はありません。
- (5) 委託会社の機構
経営体制

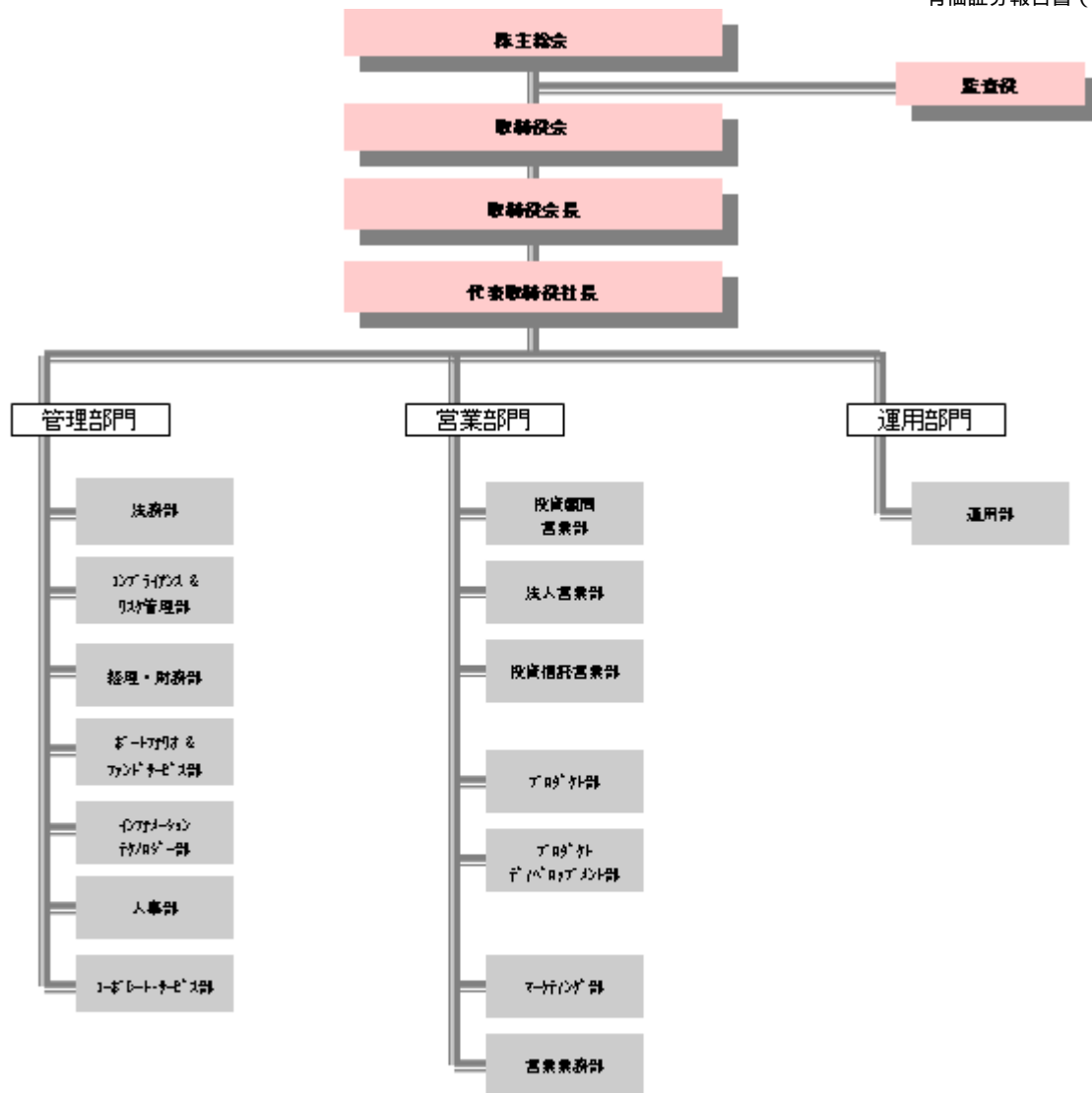
当社業務執行の最高機関としてある取締役会は15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとし、

取締役会はその決議をもって、代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を任命することができます。

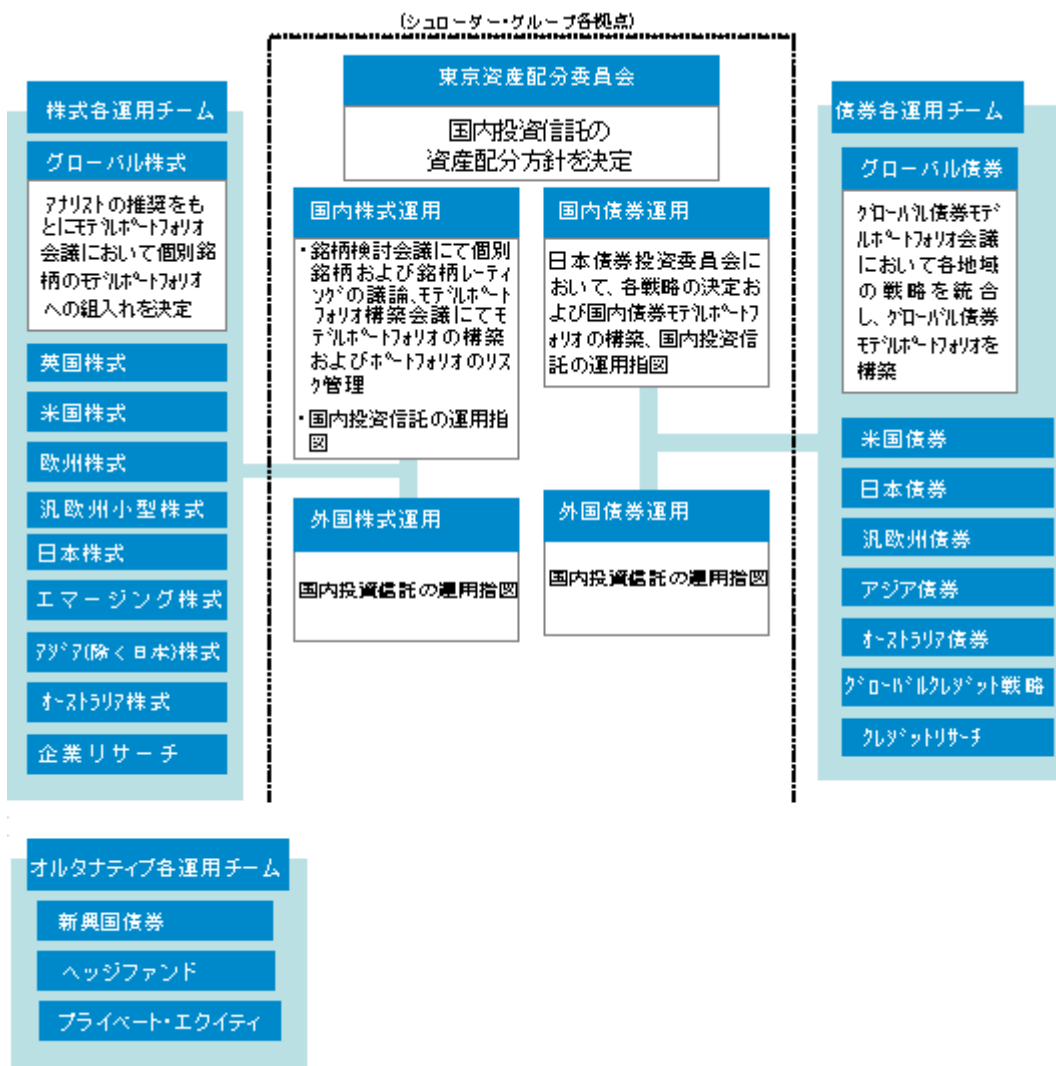
取締役会はその決議をもって、当会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令または本定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役及び監査役に対し、会日の少なくとも1週間前に招集通知を発しなればなりません。ただし、取締役及び監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合には、代表取締役社長がこれに代わり、代表取締役社長にも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用の意思決定機構



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。さらに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として有価証券の売買の媒介等に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

平成20年12月末日現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	6本	17,549,221,108
追加型株式投資信託	58本	291,515,746,121
合計	64本	309,064,967,229

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第16期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて、第17期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第16期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。第18期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期 別		第16期 [平成19年3月31日現在]			第17期 [平成20年3月31日現在]		
資 産 の 部							
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
流 動 資 産		千円	千円	%	千円	千円	%
預 金			7,260,343			6,226,664	
支払委託金			3			-	
収益分配金		3			-		
前払費用			73,851			103,522	
未収入金			298,812			369,424	
未収委託者報酬			645,861			895,411	
未収投資顧問料			1,280,423			1,063,814	
繰延税金資産			359,374			336,049	
流動資産計			9,918,671	91.7		8,994,887	89.0
固 定 資 産							
有形固定資産			108,404	1.0		106,359	1.1
建物附属設備	*1	59,267			55,388		
器具備品	*1	49,137			50,971		
無形固定資産			21,283	0.2		33,205	0.3
電話加入権		3,699			3,699		
ソフトウェア	*2	17,584			29,505		
投資その他の資産			771,339	7.1		968,421	9.6
投資有価証券		100,686			100,026		
繰延税金資産		438,438			635,940		
長期差入保証金		232,214			231,654		
その他投資		950			1,750		
貸倒引当金		950			950		
固定資産計			901,027	8.3		1,107,987	11.0
資産合計			10,819,698	100.0		10,102,874	100.0

期 別		第16期 [平成19年3月31日現在]			第17期 [平成20年3月31日現在]		
負 債 の 部							
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
流 動 負 債		千円	千円	%	千円	千円	%
預り金			20,243			51,772	
未払金			1,663,240			2,539,518	
未払収益分配金		785			951		
未払償還金		41,571			45,482		
未払手数料		231,694			361,884		
その他未払金		1,389,189			2,131,199		
未払費用			71,699			138,673	
未払法人税等			430,735			56,443	
未払消費税等			12,132			42,842	
賞与引当金			189,219			243,765	
流動負債計			2,387,271	22.1		3,073,015	30.4
固 定 負 債							
長期未払金			209,246			101,248	
長期未払費用			40,985			16,394	
長期借入金	*3		-			1,500,000	
退職給付引当金			938,633			730,291	
役員退職慰労引当金			80,388			3,695	
固定負債計			1,269,253	11.7		2,351,628	23.3

負債合計			3,656,524	33.8		5,424,644	53.7
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
株主資本		千円	千円	%	千円	千円	%
資本金			490,000	4.5		490,000	4.9
資本剰余金							
資本準備金		500,000			500,000		
資本剰余金合計			500,000	4.6		500,000	4.9
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		6,157,287			3,672,793		
利益剰余金合計			6,157,287	56.9		3,672,793	36.4
株主資本合計			7,147,287	66.1		4,662,793	46.2
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		15,886			15,436		
評価・換算差額等合計			15,886	0.1		15,436	0.1
純資産合計			7,163,174	66.2		4,678,229	46.3
負債・純資産合計			10,819,698	100.00		10,102,874	100.0

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	第16期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日			第17期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
委託者報酬			4,322,267			6,159,254	
投資顧問料			4,941,313			3,648,390	
その他営業収益			2,723,428			2,887,429	
営業収益計			11,987,010	100.0		12,695,074	100.0
営業費用							
支払手数料			1,564,153			2,526,558	
広告宣伝費			134,965			288,392	
公告費			3,524			514	
受益証券発行費			17,999			-	
調査費			1,459,839			2,274,879	
調査費		184,790			514,665		
委託調査費		1,272,119			1,755,474		
図書費		2,929			4,739		
委託計算費			89,621			93,521	
事務委託費			822			4,928	
営業雑経費			82,435			155,923	
通信費		39,394			36,227		
印刷費		27,543			97,436		
協会費		12,063			19,050		
諸会費		3,433			3,209		
その他営業費用			-			27,039	
営業費用計			3,353,361	28.0		5,371,757	42.3
一般管理費							
給料			3,292,441			3,208,200	
役員報酬	*1	624,941			525,273		
給料・手当		1,777,691			1,808,975		
賞与		889,808			873,951		

交際費			17,576			13,615	
旅費交通費			93,609			90,069	
租税公課			44,609			38,377	
不動産賃借料			341,103			327,308	
賞与引当金繰入			190,871			243,765	
退職給付費用			176,567			187,157	
役員退職慰労引当金繰入			-			19,001	
法定福利費			191,826			253,009	
固定資産減価償却費			54,934			50,641	
諸経費			1,118,537			1,183,865	
一般管理費計			5,522,077	46.0		5,615,012	44.2
営業利益			3,111,570	26.0		1,708,304	13.5
営業外収益							
受取利息			7,216			18,292	
受取保険金			-			8,663	
未払賃借料戻入益			25,288			-	
雑益			2,342			3,940	
営業外収益計			34,847	0.3		30,895	0.2
営業外費用							
支払利息	*3		132			15,792	
為替差損			19,925			50,758	
有価証券売却損			1,830			-	
事務処理損失			9			14,421	
賃貸借解約違約金			25,288			-	
雑損失			70			2,069	
営業外費用計			47,256	0.4		83,042	0.7
経常利益			3,099,161	25.9		1,656,157	13.0
特別利益							
役員退職慰労引当金戻入益			13,629			-	
特別利益計			13,629	0.1		-	0.0
特別損失							
過年度調査費	*4		-			599,591	
固定資産除却損	*2		826			3,598	
特別損失計			826	0.0		603,190	4.7
税引前当期純利益			3,111,965	26.0		1,052,966	8.3
法人税、住民税及び事業税		1,451,268			711,323		
法人税等調整額		111,241	1,562,509	13.1	173,868	537,455	4.2
当期純利益			1,549,455	12.9		515,511	4.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

第16期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高	490,000	500,000	4,607,832	5,597,832	9,349
当事業年度中の変動額					
当期純利益	-	-	1,549,455	1,549,455	-

株主資本以外の項目 の 当事業年度中の変動 額 (純額)	-	-	-	-	6,537
当事業年度中の変動額 合計	-	-	1,549,455	1,549,455	6,537
平成19年3月31日 残高	490,000	500,000	6,157,287	7,147,287	15,886

第17期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(単位：千
円)

	株主資本				評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成19年3月31日 残高	490,000	500,000	6,157,287	7,147,287	15,886
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	3,000,005	3,000,005	-
当期純利益	-	-	515,511	515,511	-
株主資本以外の項目 の 当事業年度中の変動 額 (純額)	-	-	-	-	450
当事業年度中の変動額 合計	-	-	2,484,494	2,484,494	450
平成20年3月31日 残高	490,000	500,000	3,672,793	4,662,793	15,436

重要な会計方針

期 別	第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
科 目		
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は、全部純資産直入法に より処理し、売却原価は、移動平均法 により算定）	その他有価証券 同左

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左
---------------------------	---	---------------------

(会計処理方法の変更)

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は7,163,174千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	

(表示方法の変更)

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
(損益計算書) 前期まで「諸経費」に含めて表示しておりました派遣報酬は、当期より「給料・手当」に含めております。なお、当期の「給料・手当」に含まれている派遣報酬は81,528千円であります。	

注記事項

(貸借対照表関係)

第16期 平成19年3月31日現在	第17期 平成20年3月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 149,539千円 器具備品 252,067千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 168,339千円 器具備品 256,375千円
*2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 96,059千円	*2
	*3 関係会社項目 固定負債 長期借入金 1,500,000千円

(損益計算書関係)

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
--------------------------------------	--------------------------------------

<p>*1. 役員報酬の範囲額 取締役 年額1,500,000千円以内 （平成18年3月1日から平成19年2月28日、平成18年9月1日臨時株主総会にて年額 800,000千円以内より改定） 年額1,500,000千円以内 （平成19年3月1日から平成20年2月29日） 監査役 年額20,000千円以内</p> <p>*2. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 器具備品 826千円</p>	<p>*2. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 建物附属設備 2,255千円 器具備品 1,343千円</p> <p>*3. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 15,665千円</p> <p>*4. 過年度調査費はグループ会社間の移転価格算定方法を遡及的に変更したことに伴うものであります。</p>
--	---

（株主資本等変動計算書関係）

第16期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第15期事業年度末 株式数	第16期事業年度 増加株式数	第16期事業年度 減少株式数	第16期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年 6月27日	普通株式	3,000,005	利益剰余金	306,123	平成19年 3月31日	平成19年 6月28日

第17期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第16期事業年度末 株式数	第17期事業年度 増加株式数	第17期事業年度 減少株式数	第17期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年 6月27日	普通株式	3,000,005	306,123	平成19年 3月31日	平成19年 6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第16期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	第17期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	財務諸表等規則附則（平成19年8月15日内閣府令第65号）第9条第2項2号の規定に基づき、改正前の財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	第16期 (平成19年3月31日現在)			第17期 (平成20年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	73,900	100,686	26,786	73,900	99,947	26,047
小計	73,900	100,686	26,786	73,900	99,947	26,047
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他	-	-	-	100	78	21
小計	-	-	-	100	78	21
合計	73,900	100,686	26,786	74,000	100,026	26,026

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第16期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第17期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第16期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	第17期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 938,633千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 730,291千円
3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 176,567千円	3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 187,157千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産 千円	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産 千円
賞与引当金損金算入 限度超過額 76,993	賞与引当金損金算入 限度超過額 99,188
未払事業税否認 28,497	未払事業税否認 2,934
未払費用否認 285,767	未払費用否認 574,384
退職給付引当金損金 算入限度超過額 381,930	退職給付引当金損金 算入限度超過額 297,163
役員退職慰労引当金否認 32,710	役員退職慰労引当金否認 1,503
その他 5,917	その他 9,705
繰延税金資産合計 811,816	繰延税金資産合計 984,879
繰延税金負債 投資有価証券評価差額金 10,899	繰延税金負債 投資有価証券評価差額金 10,590
その他 3,104	その他 2,298
繰延税金負債合計 14,004	繰延税金負債合計 12,888
差引：繰延税金資産の純額 797,812	差引：繰延税金資産の純額 971,989
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 法定実効税率 40.7%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 法定実効税率 40.7%
交際費等永久に損金に算入 されない項目 8.1%	交際費等永久に損金に算入 されない項目 10.2%
その他 1.4%	その他 0.1%
税効果適用後の法人税等の負担率 50.2%	税効果適用後の法人税等の負担率 51.0%

(関連当事者との取引)

第16期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の 内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 兼任等	事業上 の関係				
									千円		千円

親会社の子会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資顧問業	-	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	374,853	未収投資顧問料	11,013
								サービス提供業務報酬の受取（注2）	1,645,622	未収入金	210,323
								情報提供業務報酬の受取（注3）	278,253		
								投資顧問報酬の支払（注1）	838,287	未払金（その他未払金）	188,043
								一般管理費（諸経費）の支払（注3）	239,461		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注1）各社間の投資顧問報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- （注2）各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- （注3）情報提供業務、一般管理費（諸経費）の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

（2）役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	職業	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	ジョン・ジェラルド・マクロークリン	-	-	当社取締役	なし	-	-	社宅家賃の一部負担（注1）	千円 9,000	-	-
	アンドリュー・ウィリアムス・ローズ	-	-	当社取締役	なし	-	-	社宅家賃の一部負担（注1）	1,900	-	-

（注1）社内規定に基づいた額を負担しております。

第17期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

（1）親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	シュロージャー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー	イギリス、ロンドン市	537,500ユーロ	持株会社	被所有直接100%	-	-	資金の借入（注1）	千円 1,500,000	長期借入金	千円 1,500,000
								利息の支払（注1）	15,665	その他未払金	3,384

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注1）資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。
- なお、担保は提供しておりません。

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
									千円		千円

親会社の子会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	81,404	未収投資顧問料	-
								サービス提供業務報酬の受取（注2）	1,453,687	未収入金	274,654
								情報提供業務報酬の受取（注3）	288,694		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,253,658	未払金（その他未払金）	1,008,741
								調査費の支払	284,675		
								過年度調査費の支払（注3）	599,591		
								その他営業費用の支払（注3）	27,039		
								一般管理費（諸経費）の支払（注3）	170,875		
親会社の子会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルク）・エス・エー	ルクセンブルク	12,650,000ユーロ	投資運用業	-	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	503,926	未収投資顧問料	22,457
								サービス提供業務報酬の受取（注2）	200,166	未収入金	13,214
								投資顧問報酬の支払（注1）	325,921	未払金（その他未払金）	115,341
								調査費の支払（注3）	23,978		

（注1）各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注2）各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注3）情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(3) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	職業	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員兼任等	事業上の関係				
役員	ジョン・ジェラルド・マクロークリン	-	-	当社取締役	なし	-	-	社宅家賃の一部負担（注1）	千円 9,000	-	-
	ディディエ・ドゥブレース	-	-	当社取締役	なし	-	-	社宅家賃の一部負担（注1）	2,025	-	-

（注1）社内規定に基づいた額を負担しております。

（1株当たり情報）

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産額	730,936円17銭	1株当たり純資産額	477,370円40銭
1株当たり当期純利益	158,107円68銭	1株当たり当期純利益	52,603円23銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	1,549,455千円	損益計算書上の当期純利益	515,511千円
普通株式に係る当期純利益	1,549,455千円	普通株式に係る当期純利益	515,511千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株	普通株式の期中平均株式数	9,800株

（重要な後発事象）

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 平成19年4月3日付で証券取引法に基づく証券会社として登録を行なったことにより、同日付で商号をシュローダー証券投信投資顧問株式会社に変更いたしました。 2. 平成19年6月13日開催の取締役会決議に基づき、証券会社の自己資本規制に関連して劣後借入を目的として、以下のとおり金銭消費貸借契約を締結することとなりました。 借入先：シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー 借入金額：30億円を上限とする	

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

第18期 中間会計期間末 平成20年9月30日	
資産の部	
流動資産	
預金	6,460,686
立替金	5,392
前払費用	115,990
未収入金	210,585
未収委託者報酬	2,433,839
未収運用受託報酬	686,669
繰延税金資産	727,680
流動資産合計	10,640,843
固定資産	

有形固定資産		
建物付属設備(純額)	*1	48,350
器具備品(純額)	*1	58,964
有形固定資産合計		107,314
無形固定資産		30,022
投資その他の資産		
投資有価証券		97,932
繰延税金資産		507,844
長期差入保証金		232,254
その他		1,750
貸倒引当金		950
投資その他の資産合計		838,831
固定資産合計		976,168
資産合計		11,617,012

(単位：千円)

第18期 中間会計期間末

平成20年9月30日現在

負債の部		
流動負債		
預り金		45,892
未払金		2,718,216
未払費用		329,203
未払法人税等		501,761
未払消費税等	*2	45,759
1年内返済予定の長期借入金		1,500,000
賞与引当金		727,380
流動負債合計		5,868,214
固定負債		
長期末払金		77,714
長期末払費用		51,731
退職給付引当金		753,701
役員退職慰労引当金		4,811
固定負債合計		887,959
負債合計		6,756,173
純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		500,000
資本剰余金合計		500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		3,856,644
利益剰余金合計		3,856,644
株主資本合計		4,846,644
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		14,194
評価・換算差額等合計		14,194
純資産合計		4,860,838
負債純資産合計		11,617,012

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第18期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
営業収益		
委託者報酬		4,155,388
運用受託報酬		1,198,285
その他営業収益		1,068,756
営業収益計		6,422,429
営業費用及び一般管理費	*3	6,075,433
営業利益		346,996
営業外収益	*1	49,868
営業外費用	*2	12,628
経常利益		384,237
特別利益		-
特別損失		19
税引前中間純利益		384,217
法人税、住民税及び事業税		463,049
法人税等調整額		262,682
法人税等合計		200,367
中間純利益		183,850

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第18期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
株主資本		
資本金		
前期末残高		490,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		490,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		500,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		3,672,793
当中間期変動額		
中間純利益		183,850
当中間期変動額合計		183,850
当中間期末残高		3,856,644
株主資本合計		
前期末残高		4,662,793
当中間期変動額		
中間純利益		183,850
当中間期変動額合計		183,850
当中間期末残高		4,846,644
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金

前期末残高	15,436
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,241
当中間期変動額合計	1,241
当中間期末残高	14,194

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第18期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用 分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づ く定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して おります。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額を 計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退 職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生して いると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規 定に基づく当中間会計期末日要支給額を計上してござい ます。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によってお ります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項 目	第18期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日

リース取引に関する会計基準	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。</p>
---------------	--

表示方法の変更

項 目	第18期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
中間貸借対照表関係	前中間会計期間において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間から「未収運用受託報酬」として計上しております。
中間損益計算書関係	前中間会計期間において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間から「運用受託報酬」として計上しております。

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第18期中間会計期間末 平成20年9月30日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物付属設備 175,378千円 器具備品 266,291千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項 目	第18期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息 24,570千円 為替差益 23,160千円
*2. 営業外費用の主要項目	支払利息 12,288千円
*3. 減価償却実施額	有形固定資産 17,417千円 無形固定資産 5,182千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第18期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第17期事業年度末 株式数	第18期中間会計 期間増加株式数	第18期中間会計 期間減少株式数	第18期中間会計 期間末株式数
発行済株式				

普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第18期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
中間財務諸表等規則第5条の3により記載を省略しております。

(有価証券関係)

時価のある有価証券

(単位：千円)

区 分	第18期中間会計期間末 平成20年9月30日現在		
	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
その他有価証券			
そ の 他	74,000	97,932	23,932
合 計	74,000	97,932	23,932

(デリバティブ取引関係)

第18期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第18期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
1株当たり純資産額	496,003円93銭
1株当たり中間純利益	18,760円25銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式を発行していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	183,850千円
普通株式に係る中間純利益	183,850千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在において、委託会社およびファンドに重要な影響を与える事実、または予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 野村信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 30,000百万円（平成21年1月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 指定販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
野村証券株式会社	10,000百万円 (平成20年12月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管、管理、計算等を行います。

(2) 指定販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定販売会社

該当事項はありません。

第3 【参考情報】

当計算期間（平成19年12月4日から平成20年12月1日まで）におけるファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は以下の通りです。

提出年月日	提出書類
平成20年2月22日	有価証券届出書
平成20年2月22日	有価証券報告書
平成20年8月22日	有価証券届出書
平成20年8月22日	半期報告書
平成20年11月28日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月8日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

()上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月21日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・マスター・オープンの平成19年12月4日から平成20年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・マスター・オープンの平成20年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年1月22日

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュロージャー・マスター・オープンの平成18年12月2日から平成19年12月3日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュロージャー・マスター・オープンの平成19年12月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
(旧会社名 シュローダー投信投資顧問株式会社)
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社(旧会社名 シュローダー投信投資顧問株式会社)の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社(旧会社名 シュローダー投信投資顧問株式会社)の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月13日開催の取締役会において劣後借入を目的とした金銭消費貸借契約を親会社と締結することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュロージャー証券投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュロージャー証券投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)